

議 会 報 告 会

～開かれた議会を目指して～

この報告会は、開かれた議会として、市民の皆様には議会の内容を報告し、市民の皆様のご意見などを議会に反映させることを目的として初めて開催するものです。

また、この報告会は、那珂市議会として実施するものであり、主に議会として決定したことなどを報告する目的で開催するものです。議員個人の活動や見解、意見を報告説明することは、差し控えさせていただきます。あらかじめご理解ご了承の程、よろしくお願いいたします。

- ◎平成 26 年 1 月 25 日（土）午後 2 時 那珂市総合センターらぼーる
- ◎平成 26 年 1 月 26 日（日）午後 2 時 那珂市中央公民館

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 出席議員紹介
- 3 議長あいさつ
- 4 議会報告
 - 1 2 月定例議会で議会として決定したことなどを中心に報告します
 - ①議会改革特別委員会報告
 - ②議会概要
 - ③総務生活常任委員会報告
 - ④産業建設常任委員会報告
 - ⑤教育厚生常任委員会報告
 - ⑥原子力安全対策特別委員会報告
 - ⑦那珂市活性化対策特別委員会報告
- 5 休 憩（10 分）
- 6 ご質問・ご意見
 - ・議会報告の内容についての質問等
 - ・議会に対する意見
 - ・市政に対する提言・要望など
- 7 閉 会

出席議員

1月25日(土)	1月26日(日)
筒井 かよ子	小宅 清史
寺門 厚	福田 耕四郎
福田 耕四郎	綿引 孝光
綿引 孝光	木野 広宣
中庭 正一	古川 洋一
萩谷 俊行	萩谷 俊行
助川 則夫	勝村 晃夫
君嶋 寿男	中崎 政長
武藤 博光	笹島 猛
遠藤 実	助川 則夫
加藤 直行	君嶋 寿男
木村 静枝	武藤 博光
海野 進	須藤 博
(13名)	石川 利秋
	(14名)

議会改革特別委員会報告書

1 議会改革特別委員会の概要

- ・平成 24 年 9 月 19 日設置
- ・委員会の調査事項

- 1 議会基本条例の制定に関する事項
- 2 その他議会改革に関する事項

- ・今までの委員会の主な活動内容など

平成 24 年 10 月 11 日に第 1 回目の会議を開催し、平成 25 年 12 月 13 日まで、22 回の委員会を開催。

議会基本条例案の策定、執行部の反問実施、請願陳情者の委員会説明、議会会議規則の改正、全員協議会など委員会の公開、議会報告会開催、議員費用弁償の見直しなど、様々な議会改革の提案を行い、議会の賛同を得て実施してきました。

2 12 月定例会での審議内容と結果

- ・市長附属機関等への議員参画見直しを市長に申し入れ

議会は市の行政を監視することが一つの役割であることから、議会と市長は緊張感を保つために、議会は市長の諮問機関等にできるだけ入らないということを申し入れました。

- ・平成 26 年度議会費予算を市長に要望

議員研修費を当初予算に増額して計上すること、議員の費用弁償の削減見直しを市長に申し入れました。

- ・議会報告会の準備

報告会開催のため、ポスター作成や、告知、報告書などの資料作成について、協議しました。

那珂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び議会（第4条—第7条）

第3章 議会運営（第8条—第10条）

第4章 議会組織（第11条—第14条）

第5章 市長等、議会及び議員（第15条—第18条）

第6章 議員の活動原則（第19条—第22条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第23条・第24条）

附則

地方自治体は、昭和22年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨^{きたく}しながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙^じし、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（議会の基本原則）

第2条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に

掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

- (1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。
 - (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
 - (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容について情報提供をすること。
 - (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
 - (5) 会議等は、公開すること。
 - (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。
- （議員の基本原則）

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

（市民及び議会の関係）

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

（市民等の意見陳述）

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

（議会報告会）

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

（議会の情報提供）

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を利用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

（議員の自由討議）

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

（議会の調査制度等の活用）

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

（常任委員会の活性化）

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等(以下「政策等」という。)について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 起源及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長

附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議会運営委員会報告書

1 那珂市議会の概要

①議員定数 22名

②定例会 年4回開催（3月、6月、9月、12月）

③議会構成

・議会運営委員会

・常任委員会

総務生活常任委員会

産業建設常任委員会

教育厚生常任委員会

・特別委員会

原子力安全対策特別委員会

那珂市活性化対策特別委員会（12月で調査完了）

議会改革特別委員会

・会議規則で定める協議の場

全員協議会

議会広報編集委員会

2 議会運営委員会の概要

・所管事項（地方自治法第109条第3項）

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

・主な審査内容など

定例会の会期日程（案）作成、議案の委員会付託、一般質問の調整

会期日程の変更など議会運営に関するもの

3 平成25年第4回定例会（12月）の概要

日次	月日	曜	区分	会議時刻	主な内容
1日	12月3日	火	委員会	開会前	1 全員協議会
			本会議	10時	1 開会 2 諸般の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 議案の上程・説明
			委員会	本会議 終了後	1 全員協議会
2日	4日	水	休 会		(議案調査)
3日	5日	木	本会議	10時	1 一般質問 6人
4日	6日	金	本会議	10時	1 一般質問 2人 2 議案の委員会付託
5日	7日	土	休 会		
6日	8日	日	休 会		
7日	9日	月	休 会		
8日	10日	火	委員会	10時	1 教育厚生常任委員会
9日	11日	水	委員会	10時	1 総務生活常任委員会
10日	12日	木	委員会	10時	1 産業建設常任委員会 2 原子力安全対策特別委員会
11日	13日	金	委員会	10時	1 議会改革特別委員会
12日	14日	土	休 会		
13日	15日	日	休 会		
14日	16日	月	休 会		
15日	17日	火	委員会	10時	1 全員協議会
16日	18日	水	休 会		
17日	19日	木	委員会	9時30分	1 議会運営委員会
			委員会	10時	1 全員協議会
			本会議	全協終了 後	1 議案の委員長報告及び質疑・討 論・採決 2 閉会

4 12月定例会での議決案件名と結果

議案番号	議案内容	結果
	産業建設常任委員会調査事項	調査完了
	教育厚生常任委員会調査事項	継続調査
発議第2号	原子力安全対策特別委員会調査事項	継続調査
発議第3号	那珂市活性化対策特別委員会調査事項	調査完了
発議第5号	議会改革特別委員会調査事項	継続調査
議案第56号	那珂市税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第58号	那珂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第59号	那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第60号	那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	那珂市火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第63号	那珂市子ども・子育て会議条例	原案可決
議案第64号	平成25年度那珂市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第65号	平成25年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決
議案第66号	平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第67号	平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第68号	平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第69号	平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決
議案第70号	平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第71号	平成25年度那珂市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
報告第17号	専決処分の報告について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)	報告済
同意第5号	那珂市名誉市民の選定について	原案同意
同意第6号	那珂市教育委員会委員の任命について	原案同意
決議第1号	中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議	原案可決
	議員派遣について	原案承認
	委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について	原案承認
	委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出について	原案承認

総務生活常任委員会報告書

1 総務生活常任委員会の概要

・所管事項

企画部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部、議会事務局、他の委員会に属さない事項

・常任委員会の主な役割

定例議会に提出された議案や陳情などについて、委員会で執行部より説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 12月定例会での審査内容と結果

(1) 那珂市税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正により、公的年金から個人住民税の特別徴収の見直し、公社債や株式等に係る所得課税の見直し、及び固定資産税の納期を平成26年5月から東日本大震災前の4月に戻すため条例を改正するもの。

(2) 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例

都市計画税の納期を平成26年5月から東日本大震災前の4月に戻すため条例を改正するもの。

(3) 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

消防法施行令の改正により、住宅用防災警報器が検定品になったため条例を改正するもの。

(4) 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第3号）

内容は妥当なもの

(5) 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）

内容は妥当なもの

結 果 すべて全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

産業建設常任委員会報告書

1 産業建設常任委員会の概要

・所管事項

産業部、建設部、上下水道部

・常任委員会の主な役割

定例議会に提出された議案や陳情などについて、委員会で執行部から説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 12 月定例会での審査内容と結果

(1) 平成 25 年度那珂市一般会計補正予算 (第 3 号)

内容は妥当なもの。

(2) 平成 25 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

内容は妥当なもの。

(3) 平成 25 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算 (第 3 号)

内容は妥当なもの。

(4) 平成 25 年度那珂市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

内容は妥当なもの。

結 果 すべて全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3 所管調査事項

(1) 調査事件 道路行政について

(2) 審議の経過

生活道路が十分に整備されていないという問題について、現状を確認することを目的に調査を行いました。この調査から、整備に着工するまでの手順に時間がかかっていることなどが課題として明らかになりました。

審議の結果、整備の加速を図るとともに、費用の無駄を省くため、整備計画の作成、及び予算の増額、着工までの過程の迅速化、整備の格差の是正、評価基準の明確化と公開、自治会の重みを受け止めた真摯な対応を取ることを、委員会の意見として執行部に強く要望しました。

(3) 結 果 調査完了とすべきものとする。

教育厚生常任委員会報告書

1 教育厚生常任委員会の概要

・所管事項

保健福祉部、教育委員会の所管に属する事項

・常任委員会の主な役割

定例議会に提出された議案や陳情などについて、委員会で執行部より説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 12月定例会での審査内容と結果

(1) 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の利率を引き下げるもの。

(2) 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の利率を引き下げるもの。

(3) 那珂市立小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例

戸多小学校の閉校により条文の一部を変更するもの。

(4) 那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市営瓜連グラウンドを瓜連小学校へ移管するために変更するもの。

(5) 那珂市子ども・子育て会議条例

子ども・子育て支援法の規定により、那珂市子ども・子育て会議を設置するため、必要な事項を定めるもの。

(6) 平成 25 年度那珂市一般会計補正予算 (第 3 号)

内容は妥当なもの

(7) 平成 25 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)

内容は妥当なもの

(8) 平成 25 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)

内容は妥当なもの

- (9) 平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
内容は妥当なもの

結 果 すべて全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3 所管調査事項

(1) より良い教育環境の整備について

平成25年5月9日より5回にわたり審議し、10月には調査視察を実施。

児童生徒の悩み相談の体制や、発達障害児への対応など市内小中学校の実態を確認し、県内外の先進事例を調査するなど、いじめを減らし教育環境をよくするための方策について審議している。

12月には、視察した大津市と可児市の事例を参考に、いじめ対策は、教育委員会だけでなく市長部局や地域住民が一丸となる必要がある、相談体制の充実が必要、等の意見が出されました。

結 果 継続調査とすべきものとする。

原子力安全対策特別委員会報告書

1 原子力安全対策特別委員会の概要

・平成 24 年 3 月 27 日設置

・委員会の調査事項

- 1 住民の安全確保に関する事項
- 2 周辺環境保全に関する事項
- 3 原子力安全協定に関する事項
- 4 核融合研究施設に関する事項
- 5 その他関連する事項

・今までの委員会の主な活動内容など

今年度は、7 回委員会を開催しました。主な事案で、25 年 5 月 15 日に行われた会議では、三菱マテリアル株式会社、三菱原子燃料株式会社、那珂核融合研究所、日本原子力発電株式会社の年間事業計画について、説明を求め審議しました。

6 月 10 日には、東海村の日本原子力研究開発機構を視察し、5 月 23 日に J・PARC ハドロン施設で起きた放射性物質の漏えい事故について調査を行いました。この施設では、宇宙はなぜ存在するのかなど、奥深い人類の物理を研究しています。通報の遅れた原因については、「今回は通報すべき事象との認識がなかったため遅れた」「マニュアルも不備なため、二度と起きないようにしたい」との答弁がありました。「事故は瞬間的に電圧がかかったことは分かっているが、原因はこれから解析する」とのことでした。

8 月 9 日には、株式会社ジェー・シー・オーが設置予定の焼却設備について審議しました。法律により廃棄物を施設外に持ち出すことができないため、油類や紙類など放射性廃棄物を敷地内で焼却し、ドラム缶に詰め保管するとの説明がありました。

10 月 21 日から 23 日は視察研修を行いました。敦賀原子力では、地元議会、商工会議所では産業経済の活性化のため早期の再稼働を望んでいます。破碎帯が活断層との原子力規制委員会との見方がありました。もんじゅでは実用化は技術的には可能だが、ナトリウムを使うことで 300 度の温度差ができ、配管が課題となるとのこと。南越前町議会では、避難経路において高速道路を使うとの説明があり、再稼働を求めているそうです。小浜市議会は「原子力発電所からの脱却を求める意見書」を全会一致で可決しています。現在は推進派の議員が増えているとのことでした。

那珂市活性化対策特別委員会報告書

1 那珂市活性化対策特別委員会の概要

・平成 24 年 3 月 27 日設置

・委員会の調査事項

- 1 産業の活性化に関する事項
- 2 観光の振興に関する事項
- 3 企業誘致に関する事項
- 4 土地活用に関する事項
- 5 再生可能エネルギーに関する事項
- 6 環境・防災対策に関する事項
- 7 震災復旧・復興に関する事項
- 8 その他関連する事項

・今までの委員会の主な活動内容など

平成 24 年 5 月 17 日に第 1 回目の会議を開催し、平成 25 年 11 月 12 日まで、視察を含めて 10 回の委員会を開催。

総合的な地域活性化対策について、市内の状況のほか、他自治体の先進事例なども視察をとおして調査を行い、那珂市の活性化のための方策を協議してきました。

2 12 月定例会での審議内容と結果

・産業の活性化についての対策を協議

農業の枠を越えた、幅広い視点から産業の活性化を検討するために、9 月 25 日～27 日に実施した視察研修についての意見交換と、那珂市の課題への対応についての協議を行いました。その結果、那珂市の強みを見出し、それを発信することが重要であるという結論に至りました。

・那珂市活性化対策特別委員会の調査を完了

災害復旧、再生可能エネルギー、産業の活性化など、多彩な視点から調査を重ねてきた結果、地域、産業などとの連携や、対外的な PR も重要であることが明らかになりました。このことから、地域の実態や強みを生かした施策を、これまで以上に力を入れて展開していくことを、執行部に強く要望し、調査完了とすることを全会一致で決定しました。